

## 令和7年度第6回岡崎市農業委員会総会 議事録

### 1 開会の日時及び場所

令和7年10月3日（金）

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

### 2 会議に付した議案

#### (1) 議案

議案第37号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第38号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第40号 非農地通知交付申請について

議案第41号 農用地利用集積等促進計画について（意見）

議案第42号 農用地利用集積等促進計画について（要請）

議案第43号 地域計画の変更について（意見）

議案第44号 農用地利用計画変更について

#### (2) 報告

報告第24号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第25号 現況証明願について

報告第26号 農地の改良のための届出の受理について

報告第27号 農地の転用のための届出の受理について

報告第28号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

### 3 出席委員

#### （農業委員）

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江

5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊

10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎

15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

#### （農地利用最適化推進委員）

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、24番 倉橋 寿樹

25番 畠柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志、28番 太田 昌宏

30番 八田 導英、31番 加藤 良則、32番 畠柳 則宏、33番 新家 和義

34番 新實 文夫、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光、37番 山口 和雄

38番 山内 隆一

### 4 欠席委員

9番 神谷 六雄、12番 保田 真吉、23番 太田 立身、29番 高木 政昭

## 5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主査、主事
- (2) 農務課 主査、主事

## 6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は9番の神谷 六雄委員、12番の保田 真吉委員、23番の太田 立身委員、29番の高木 政昭委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは2番の木俣 壽人委員と3番の酒井 功二委員にお願いいたします。  
それでは議事にしたがいまして、議案第37号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って3件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

酒井(美) 委員：申請番号27番 調査年月日は令和7年9月30日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していくというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号28番 調査年月日は令和7年9月23日。本案件は、隣接地に分家住宅を建築するにあたり、申請地に水道管を埋設したいというものです。当事者において合意はできており、地上での農作業に支障はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木(安) 委員：申請番号29番 調査年月日は令和7年9月26日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地を譲り受けて耕作していくというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかりと耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 38 号を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 12 件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 42 番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

石川 委員：申請番号 36 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 24 日。本案件は、隣接地で老人福祉施設を経営しているが、来客用及び従業員用の駐車場が不足しているため転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 37 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 24 日。本案件は、縫製業を営んでいるが、現施設では商品の供給が追い付いておらず、生産ラインの増設が必要なため、申請地に工場を移設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 38 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 24 日。本案件は、現在家具の卸売・小売業を営んでいるが、現在の倉庫兼工場及びショールームの借地契約が終了することに伴い、申請地に工場等を移設したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 39 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 26 日。本案件は、電力の安定供給や再生可能エネルギーの有効活用を目的とする系統用蓄電池の需要が高まっており、市場に新たに参入し、事業拡大を図るために申請地に蓄電池を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

成田 委員：申請番号 40 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 27 日。本案件は、自宅には 2 台分

の車庫があるが、生活用品や仕事道具を置く物置としても利用しており、物が増えるにつれ駐車可能なスペースが減少し、さらに現在単身赴任中の妻が戻ってくることもあり、駐車場が不足するため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：申請番号 41 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 1 日。本案件は、自分で育てた米とキャベツを販売するための無人販売所を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

畔柳(雅) 委員：申請番号 43 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 3 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

原田 委員：申請番号 44 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 17 日。本案件は、自社受注の残土処分先を探していたところ、数年前の水害で耕作不向きになった申請地の土地所有者及び耕作者と利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

八田 委員：申請番号 45 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 27 日。本案件は、県発注の道路改良工事を受注したが、資材置場が不足するため、申請地を一時的に資材置場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 46 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 23 日。本案件は、現在共同住宅で夫と子供 3 人の 5 人で暮らしているが、子の成長及び家具等が増えたことに伴い手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山口 委員：申請番号 47 番 調査年月日は令和 7 年 10 月 2 日。本案件は、太陽光発電事業を行っているが、事業拡大を図るため、申請地に太陽光発電設備を設置したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

加藤(健) 委員：申請番号 44 番について、元々農地であるところが豪雨の水害によって耕作ができない状態になり、地権者と残土処理をする業者との利害が一致したということで今回申請が出ておりますが、この埋め立ての費用は地権者側の負担なのか、埋め立てをする業者側の負担なのか、豪雨による水害で耕作ができなくなったということなので、何かしらの土地改良に関する補助金が出ているのかをわかる範囲で結構ですので教えていただきたいです。

事務局：今回の造成に係る費用について、サイコロブロックを法面の下に置いて法面が崩れないようする費用に関しては、受人が事業費として計算されているため基本的には残土処分の一環として払っていくものと考えています。補助金については、災害に関する補助は入っておらず、あくまで残土処分と農地改良が一体となって行われる、お互いの利害が一致している中で実施されるものと聞いております。

加藤(健) 委員：それでは、地権者側の負担はないという認識でよろしいでしょうか。

事務局：そのように聞いております。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号 39 番と 44 番についてお伺いします。まず、39 番について、太陽光パネルはよく議案に出てくるので承知しているのですが、蓄電池の設置は初めてかと思います。これまで近隣の市町村で行われている事例があるのでしょうか。また、どんなメリットがあるのでしょうか。

事務局：近隣市町村での事例ですが、中核市での集まりが 4 月にあり、その際に豊橋市で同じ蓄電池の許可を出したという話を聞きました。それ以外は聞いていないですが、相談は多く来ているものになります。蓄電池の仕組みを簡単に説明すると、電気料金が安い時間帯に電気を貯めて、電気が高い時間帯である日中に、電気を売る市場に出すことによって利益を出すという仕組みで成り立っているものだそうです。

酒井(功) 委員：初めてのことですので、注意していっていただければと思いますが、今後は増えそうですか。

事務局：今後増えていくかどうかはわからないですが、事業者からはよく相談されます。

酒井(功) 委員：増えそうな感じはありますので、注意していっていただければと思います。次に申請番号 44 番についてですが、渡人と受人の関係の中で、賃借権を持った方が渡人としていますが、地主の立場はどういう形になるのでしょうか。

事務局：農地を借りている農地所有適格法人が渡人として申請が出ておりまして、愛知県にこういった申請ができるのか確認をして問題ないという回答をもらった上で申請を受け付けているのですが、かといって、土地の所有者の同意なく農地所有適格法人が独断でやるということはできないので、申請書の中に土地の所有者の同意書がついていて、そこについては問題ないかと思います。

酒井(功) 委員：ありがとうございます。先ほどの質問、蓄電池についてですが、これは国が推奨している事業でしょうか。

事務局：国も再生エネルギーを進めている中で、先日市役所の中で再生エネルギーを担当している部門から蓄電池についての紹介が内部であったので、国がどれくらい力を入れているのはわからないですが、おそらく政策として進めているのかなと思います。

酒井(功) 委員：国の方の状況と、行政の方がどういう関わりを持つのかは調査して進めています。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。ただし、申請番号 36 番から 38 番、44 番については、一団の転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に、申請番号 42 番を審議するため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 42 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

中根 委員：申請番号 42 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 26 日。本案件は、隣地に住宅を建築したが、車を停めるスペースがなく、申請地を駐車場として利用してしまったため、始末書を添付し是正するものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第 39 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

羽根田 委員：申請番号 5 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 23 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 6 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 23 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、特定貸付により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(昌) 委員：申請番号 7 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 23 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 40 号を議題といたします。

す。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号7番 調査年月日は令和7年9月24日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するには不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に、議案第41号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第42号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(要請)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に、議案第 43 号を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：(地域計画の変更(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、意見なしとします。次に、議案第 44 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画変更について、議案書に沿って 6 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

太田(政) 委員：申請番号 1 番 調査員の神谷六雄委員が本日欠席のため、8 番太田が代わりに調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和 7 年 9 月 24 日となっております。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

倉橋 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 7 年 9 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(政) 委員：申請番号 3 番 調査員の神谷六雄委員が本日欠席のため、8 番太田が代わり

に調査内容を発表させていただきます。調査年月日は令和7年9月25日となっております。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はないとのことです。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はないとのことです。よって、調査員総合意見としては可となっております。

柴田(若) 委員：申請番号4番 調査年月日は令和7年10月1日。本案件は、電気通信事業者が携帯電話基地局新設工事をしたいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

倉橋 委員：申請番号5番 調査年月日は令和7年9月28日。本案件は、電気通信事業者が無線基地局を設置したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(智) 委員：申請番号6番 調査年月日は令和7年9月29日。本案件は、平成の初期より一体で耕作し、いちご栽培における育苗施設を兼ねており、今後も耕作を継続していくため、農用地区域へ編入するというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。よって、調査員総合意見としては可となっています。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号6番について、前回の編入は申請人が岡崎市長になっていて今回の編入は個人名になっているのはどういう違いからでしょうか。

事務局：前回の編入については、岡崎市の事業に伴う収用移転を行った関係で分家住宅を建てようとしたところ、地元の方との協議の中で除外したところに建てるのを断念して青地に戻すという案件なので、岡崎市長名になっています。今回の編入については、元々こちらの土地は青地に指定されていても適当である土地で、今回農用地に指定していくということで、個人からの申し出で行っていくものです。

酒井(功) 委員：岡崎市長名で編入することはあまりないということでおろしいでしょうか。

事務局：編入の案件自体そもそもあまりないというのが前提になってきます。通常、青地の指定、除外は農務課が市の計画の全体を見直す際の手続きとして行うのが大きな動きになるので、それ以外はごく稀になります。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

浅岡 委員：申請番号4番と5番はどちらとも携帯電話基地局ですが、4番は140m<sup>2</sup>、5番は4m<sup>2</sup>で面積に違いがあるのはどうしてでしょうか。

事務局：申請番号4番は今後のメンテナンスのための整備用の駐車スペース等も図面上に含まれていることと鉄塔の規模が違うというところで、専門的な知識がないので、鉄塔の規模による通信にかかる影響やエリアの拡大が会社で違うのか等わかりませんが、詳しいことは把握しておりません。

浅岡 委員：能力が違うということだと思いますが、今後過疎地にこのような案件が出てくると思うので、また調べて教えていただけたらと思います。

事務局：立面図に記載されているのですが、面積が大きい方は約40メートルの基地局、小さい方は15メートル弱の基地局なので、それを維持するにあたっての土台で高さが倍以上の差があるため、そこも理由の1つなのかと思います。また、申出者に確認してみます。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

加藤(健) 委員：申請番号6番について、今回の申請地がすべて白地で、そこに営農に使っているハウスが建っているということでおろしかったでしょうか。

事務局：南側の筆には育苗用のハウスが建っていて、北側の筆には既に果樹が植わっていて栽培されているので、全体がハウスではないです。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、農用地利用計画を変更するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	3件
現況証明願について	6件
農地の改良のための届出の受理について	1件

農地の転用のための届出の受理について	6 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	19 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。  
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

－午前 10 時 30 分終了－

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（2番）

岡崎市農業委員会委員（3番）